



令和2年12月28日

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中 小 企 業 等 経 営 強 化 法 -

経営力向上計画 策定の手引き

目 次

1. 経営力向上計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・P.1
- (3) 制度活用の流れ・・・P.2
- (4) 中小企業者等の範囲・P.3

2. 手続き方法

- (1) 経営力向上計画の策定・P.4
申請様式の記載方法
- (2) 経営力向上計画の申請・P.10
- (3) 変更申請・・・P.12

3. よくあるご質問・・・P.14

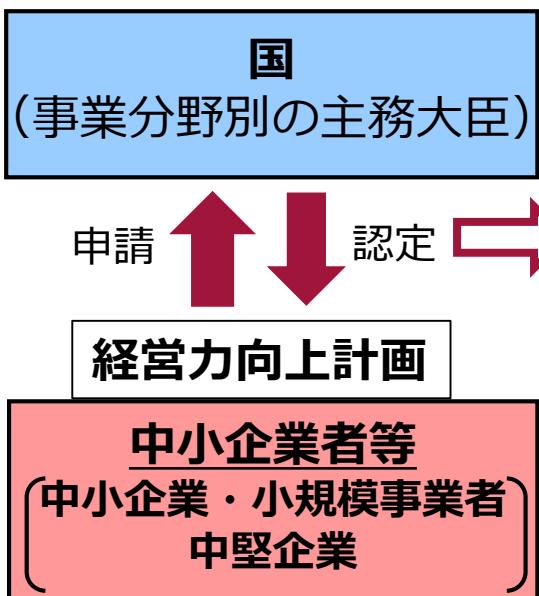
4. ホームページ・問い合わせ先・・・P.20

1. 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



- 【支援措置】**
- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
 - 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
 - 認定事業者に対する補助金における優先採択
 - 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減
 - 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】申請書様式は3枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容、⑤事業承継等の時期及び内容（事業承継等を行う場合に限ります。）など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

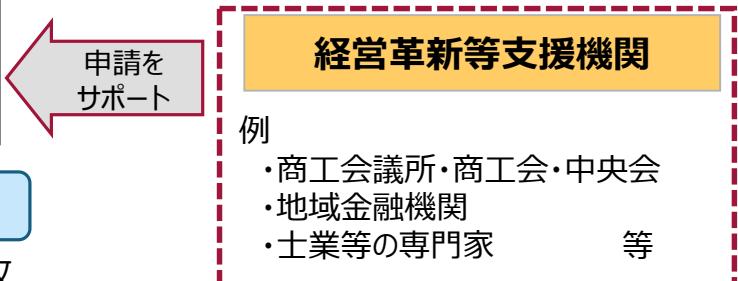
【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】計画実行のための3種類の支援措置をご用意

- 税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置を受けることができます。
- 金融支援・・・政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
- 法的支援・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受けに関する特例措置を受けることができます。

※各支援措置については、詳しくは別冊「支援措置活用の手引き」をご覧下さい。



例

- ・商工会議所・商工会・中央会
- ・地域金融機関
- ・土業等の専門家 等

1. 経営力向上計画の概要

(3) 制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

税制措置を受けたい場合

- 適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- 設備投資について税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等が必要です。
- 不動産に係る登録免許税・不動産取得税の軽減については、軽減の対象となる事業承継の条件や手続きについて確認して下さい。

法的支援を受けたい場合

- 承継が認められる許認可の種類その他の特例の条件や、必要な手続きを確認して下さい。
- ※ 許認可承継の特例を受ける場合、認定までの間に相当程度長い期間を要する場合があります。事前に所管行政庁にご相談ください。

金融支援を受けたい場合

- 適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- 金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。

→各支援措置の要件や適用手続きについては、別冊「支援措置活用の手引き」をご確認下さい。

2. 経営力向上計画の策定

① 「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認

<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

※計画書に記載する必要がありますので、上記サイトで自社の事業分野を検索してご確認ください。

② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認

- 「事業分野別指針」が策定されている事業分野（業種）については、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります（策定されていない事業分野は「基本方針」）。
- 「事業分野別指針」「基本方針」は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

③ 事業分野別指針（または基本方針）を踏まえて経営力向上計画の策定（記載方法はP. 4～）

3. 経営力向上計画の申請・認定

- 各事業分野の主務大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出（申請先はP. 11。不動産取得税の軽減措置を受ける場合は都道府県経由での提出。）
- 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約30日かかります（所管する省庁が単一である場合。複数省庁にまたがる場合は約45日）。また、不動産取得税の軽減措置又は許認可承継の特例を利用される場合は、上記の日数に加えて、関係行政機関における評価・判断に日数が必要となります。）

4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

税制措置・金融支援・法的支援を受け、経営力向上のための取組を実行

1. 経営力向上計画の概要

(4) 中小企業者等の範囲

○認定を受けられる「中小企業者等」の規模（中小企業等経営強化法第2条第2項）

		・会社または個人事業主 ・医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）	・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
資本金	右欄の上下どちらかで 判断	10億円 以下	
従業員数		2,000人 以下	2,000人 以下

（注）税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、別冊「支援措置活用の手引き」を必ずご確認下さい。

また、企業組合や協業組合、事業協同組合等についても経営力向上計画の認定を受けることができます（以下参照）。

「中小企業者等」に該当する法人形態等について

- ① 個人事業主
- ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び土業法人）
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ⑤ 一般社団法人
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人
- ⑦ 歯科医業を主たる事業とする法人
- ⑧ 社会福祉法人
- ⑨ 特定非営利活動法人

※①、②、⑥～⑨については、資本金額10億円以下又は常時使用する従業員数が2000人以下である必要があります。④、⑤については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～⑨）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

2. 手続き方法 (1) 経営力向上計画の策定

申請様式の記載方法

経営力向上計画申請書の入手方法

- 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

検索

(中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 経営力向上計画の認定申請等について)

【様式第1・第2（申請書表紙）】

様式第1（第2）

経営力向上計画に係る認定申請書

主務大臣名 殿

住所
名称及び
代表者の氏名

年

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）
申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第17条第6項の認定要件を満たすことを示すこと。
申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の

- <宛名>は、経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。
- **業を所管する省庁が複数ある場合は連名としてください。**

- 事業承継等を行う場合で、かつ単独で申請をする場合には、承継する側の事業者（買い手企業）が申請者となります。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 認定申請書の提出の際に、（備考）及び（記載要領）は必要ありません。

【別紙（計画書）】

（別紙）
経営力向上計画

1 名称等
事業者の氏名又は名称 株式会社 METI
代表者の役職名及び氏名 代表取締役 中小 太郎
資本金又は出資の額 2000万円 常時使用する従業員の数 100人
法人番号 XXXXXXXXXXXXXXXX 設立年月日 ○○年○月○日

<1 名称等>

- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

次ページへ

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

<2 事業分野と事業分野別指針名>

- ▶ 「事業分野」欄は、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類（2桁）と細分類（4桁）コードと項目名を記載して下さい。複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。
- ▶ 「事業分野別指針名」欄は、計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

注意

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野	24 金属製品製造業 2451 アルミニウム・同合金ブレス製品製造業 器・複合部品製造業	事業分野別指針名 製造業に係る経営力向上に関する指針
------	--	-------------------------------

3 実施時期

令和元年 7月～令和 4年 6月

注意

4 現状認識

①	自社の事業概要	金属板の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規格は中規模に該当。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	従来は板金部品の加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立てに業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心にして30社程度であり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。 当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能承継が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るもの低価格・短納期での製造を行っている。
③	自社の経営状況	売上は平成 29 年度 5,300,000 千円、平成 30 年度 5,420,000 千円と増加している一方で営業利益については平成 29 年度 85,000 千円、平成 30 年度 80,000 千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応しきれていないこと、②熟練工具が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多台持ちができる若手工具が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性（（営業利益 + 人件費 + 減価償却費）/ 労働者数）が低くなっていると考えられる。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A現状（数値）	B計画終了時の目標（数値）	伸び率（(B-A)/A (%)）
労働生産性	6,930 千円	7,000 千円	1%

<5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標>

- ▶ 事業分野別指針を基に、指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載して下さい。
- ▶ 基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。
- ▶ 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算（実績）、「B 計画終了時の目標」は計画終了直前決算（目標）を基に計算してください。
- ▶ 「A 現状」について、決算一期を経ていない場合は合理的な算出方法で現状値を求めて下さい。
- ▶ 事業承継等により事業を譲り受けるために新たに会社を設立するような場合等で、計画提出時に申請者の実績がなく、選択した指標の計算ができない場合には、承継する事業の実績を基に計算してください。

<3 実施時期>

- ▶ 計画開始の月から起算して、①3年（36ヶ月）、②4年（48ヶ月）、5年（60ヶ月）のいずれかの期間を設定して記載して下さい。
- ▶ **計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします（経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。）**なお、事業承継等に関する支援措置を利用する場合には、遡及申請はできません。

<4 現状認識>

- ▶ ①欄は、自社の事業等について記載してください。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記してください。なお、基本方針にしたがって策定する場合は規模別の整理の記載は不要です。
- ▶ ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。
- ▶ ③欄は、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

【指標の計算について】

労働生産性 =

（営業利益 + 人件費 + 減価償却費）

÷

労働投入量（労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間）

▶ **なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい。**

▶ 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

6 経営力向上の内容

(1) 現に有する経営資源を利用する取組

有 無

(2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組

有 無

(3) 具体的な実施事項

事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該非 (該当する場合は○)
ア ハ(2)		【暗黙知の形式化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。	
イ イ(2)		【多能工化及び機械の多台持ちは推進】地域の高専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちは作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちは推進を図る。	
ウ ホ(1)		【設備投資】主要取引先 A 社と共に新規商品開発を行い、A 社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種（一機種 3 台）をパンチ・レーザ複合マシンへ（一機種 2 台）と更新する。この機械は、旧機種では対応できなかつた成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。	○
エ ト	吸收分割	【経営資源の組合せ】当社では扱っていない小物板金をこれまで C 株式会社に外注していたが、後継者不足の C 株式会社から吸収分割により小物板金製造事業を引き継ぐ。C 株式会社の従業員 15 人は継続雇用とする。小物の板金加工を内製化することで、組立までのリードタイムを短縮化するとともに、コミュニケーションの緊密化により不良率を減少させ、当社の強みである板金から組立までの一貫生産体制を強化する。	

「事業承継等の種類」

事業承継等を伴う取組を行う場合には、該当する実施事項の欄に、以下の①～⑩のうち、該当する行為を記載してください。

（事業承継等を伴わない場合には、斜線を引いてください。）

*なお、⑦株式交付は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日以降の申請において記載することができます。

- ①吸收合併 ②新設合併 ③吸收分割 ④新設分割
- ⑤株式交換 ⑥株式移転 ⑦株式交付
- ⑧事業又は資産の譲受け ⑨株式又は持分の取得
- ⑩事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

<6 経営力向上の内容>

➤ (1) 現に有する経営資源を利用する取組

既に保有している経営資源を利用した取組を行う場合は「有」を選択してください。

➤ (2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組

事業承継等により、他者から取得した経営資源を利用した取組を行う場合は「有」を選択してください。以下の各措置の適用を希望する場合は、事業承継等を伴う取組について記載することが必要です。

- 登録免許税・不動産取得税の軽減
- 許認可の承継の特例
- 組合の発起人数に関する特例
- 事業譲渡の際の免責的債務引受けに関する特例
- 中小企業信用保険法の特例（事業承継等に必要な資金に関して経営者の個人保証を不要とする措置）

➤ (1)、(2) のうち、少なくともいずれか一方は、「有」とご記載いただく必要があります。

➤ (3) 具体的な実施事項

「事業分野別指針の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載する必要はありません。

➤ 事業承継等の種類は、事業承継等を伴う取組を行う場合に、本ページ左下に掲げる種類から記載してください。

➤ 「実施事項」欄は、経営力向上のため取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。なお、事業承継等を伴う取組の場合は、事業承継等の具体的な内容、事業承継等の実施と生産性向上との関係及び事業承継等にあたっての雇用への配慮について必ず記載してください。

➤ 「新事業活動への該非」欄は、新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供など）となる取組に該当する場合には○を付けてください。

➤ 発電設備を導入する場合は、発電した電気を全量自家消費とする予定か、全量又は一部を他者に販売する予定かを記載してください。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
(1) 具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア・イ	技術指導員人件費・採用費用	自己資金	10,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	25,000
エ	分割対価	自己資金	10,000
エ	分割対価	融資	25,000

以下の項目は、中小企業信用保険法の特例による金融支援措置（事業承継等に必要な資金に関して経営者の個人保証を不要とする措置）を希望する場合にのみ記載してください。

(2) 純資産の額が零を超えること

純資産の合計額	証明書等
134,500千円	貸借対照表

(3) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA有利子負債倍率	証明書等
4.9倍	貸借対照表、損益計算書

＜7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法＞

(1) 具体的な資金の額及びその調達方法

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号(ア～エ)を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金、リース等を記載してください。

※日本政策金融公庫のクロスボーダーローンやスタンダードバイ・クレジット制度の利用を希望する場合は、「使途・用途」欄に「外国関係法人名」、「資金調達方法」欄に「融資」、と記載してください。

- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

＜7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法＞

(2) 純資産額が零を超えること

「純資産額の合計額」欄には単位も合わせて記載してください。
(添付する証明書等の単位により計算してください。)

(3) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

「証明書等」欄には、添付する書類(貸借対照表や損益計算書)の名称等を記載してください。

【EBITDA有利子負債倍率の計算について】

EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費(※))
(添付する証明書等の単位により計算してください。)

(留意点)

- (2) 及び (3) は、決算書の表面財務によります。
- 借入金は、貸借対照表の「短期借入金」、「長期借入金」、「社債」の合計額とします。
- 代表者、役員(その家族等を含む)、関連会社等からの借入金(無利子も含む)も借入金に含まれます。
- ※「営業利益+減価償却費>0」となる必要があります。
(「営業利益+減価償却費≤0」の場合は算出された数値にかかわらず本支援措置の対象となりません。)
- 減価償却費には、ソフトウェアの償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含みます。
- 営業外費用や特別損失に計上されている減価償却費は含めません。
- 決算期の変更により、申請日直前の決算が期間1年未満である場合であっても、同1年未満の決算書を用いてEBITDA有利子負債倍率を算出してください。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1 ウ	R1. 8	国A・国B・国C	パンチ・レーザ複合マシン／METI001	●●県××市
2 ウ	R1. 8	国A・国B・国C	生産管理システム／SME002	●●県××市
3 ウ	R1. 10	国A・国B・国C	検査装置／SME003	●●県××市

設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1 機械装置	5,000	2	10,000	123456
2 ソフトウェア	5,000	1	5,000	20190523 中生投第〇号
3 器具備品	10,000	1	10,000	20190523 中生投第〇号

設備等の種類別 小計	設備等の種類	数量	金額（千円）
	機械装置	2	10,000
	器具備品	1	10,000
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
	ソフトウェア	1	5,000
	合計	4	25,000

- 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載して下さい。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。なお、金額について消費税の額を含めるかどうかは自社の経理方式に合わせてください。

<8 経営力向上設備等の種類>

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置（国税A類型、国税B類型、国税C類型）に○を付けて下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。
- 電気を発電するための設備を取得しようとする場合は、当該設備の利用見込みに係る報告書の添付が必要です。詳しくは「2. 手続き方法 ② 経営力向上計画の申請」を確認して下さい（発電設備等の導入を予定していない経営力向上計画については、当該報告書の添付は不要です）。なお、発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等については、本税制措置の適用を受けられません。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

9 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位

なし

10 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容
(土地)

実施事項	所在地番	地目	面積(m ²)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1 エ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	宅地	320 m ²	吸収分割	C 株式会社
2					
3					

(家屋)

実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積(m ²)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1 エ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	RC 造	240 m ²	吸収分割	C 株式会社
2					
3					

以下の項目は、**事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合**に使用する様式2にのみ記載欄があります。該当する場合にのみ記載してください。

11 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容

(土地)

実施事項	所在地番	地目	面積(m ²)	事業又は資産の譲受け元名
1				
2				
3				

(家屋)

実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積(m ²)	事業又は資産の譲受け元名
1				
2				
3				

<9 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位>

- 事業承継等を行う場合であって、かつ、特定許認可等の承継を希望する場合に記載してください。なお、許認可承継の特例を利用する場合には、対象となる許認可の所管行政庁の申請窓口へ、事前にご相談くださいますようお願い致します（別途書類の提出が求められたり、許認可関連の審査に日数が必要になる場合があります。）。

<10 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容>

- 事業承継等により取得する不動産について、所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の適用を希望する不動産について記載してください。
- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号を記載してください。
- 当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載してください。

<11 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得を予定している不動産の内容>

- 事業譲渡により取得する不動産であって、不動産取得税の軽減措置の適用を希望する不動産について記載してください。なお、不動産取得税の軽減措置を利用する場合は、当該不動産の所在する都道府県庁を経由して申請を行ってください。
- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号を記載してください。
- 当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載してください。

2. 手続き方法 ②経営力向上計画の申請

申請書類

- ① 申請書（原本）
- ② 申請書（写し） ※ 都道府県に提出する場合に限ります。
- ③ チェックシート
- ④ 収信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）
※都道府県経由での申請となる場合には、④収信用封筒に加えて、転送用封筒（提出先省庁を宛名に記載したもの）を併せて提出してください。

設備投資について税制措置を受ける場合

1. 経営強化税制A類型の税制措置

上記①～④に加え以下の書類

- ⑤ 工業会等による証明書（写し）

2. 経営強化税制B類型・C類型の税制措置

上記①～④に加え以下の書類

- ⑥ 投資計画の確認申請書（写し）

- ⑦ 経済産業局の確認書（写し）

※発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合は、「発電設備等の概要等に関する報告書」の添付が必要です。報告書の様式については、以下のURLよりご確認ください。作成方法については、P. 19を御覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html#shinseitetuuki>

事業承継等について支援措置を受ける場合

- ⑧ 事業承継等に係る契約書（又はそのドラフト）

- ⑨ 事業承継等に係る誓約書

- ⑩ 被承継者が特定許認可等を受けていることを証する書面

※ 許認可承継の特例を受ける場合に限ります。

- ⑪ 貸借対照表・損益計算書

※ 事業承継等に必要な資金に関して、経営者の個人保証を不要とする
中小企業信用保険法の特例による金融支援を受ける場合に限ります。

2. 手続き方法 ②経営力向上計画の申請

事業分野と申請先

事業分野ごとの申請先については、以下のURLをご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

(中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 事業分野と提出先)

申請方法

※不動産取得税の軽減措置を受ける場合、提出先となる省庁に対し、提出手続きについて、可能な限り事前にご相談ください。

- ・（紙申請の方法）上記の窓口への提出、郵送が可能です。
- ・（電子申請の方法①）経済産業局及び一部の省庁が窓口の場合は、下記URLの経営力向上計画申請プラットフォームから電子申請が可能です。
<https://keieiryoku.go.jp/>

※電子申請ができない場合でも、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDFで出力することができます。（申請は郵送等になります。）

- ・（電子申請の方法②）経済産業局が窓口の場合は、下記URLの政府の総合窓口e-Gov（イーガブ）から電子申請が可能です
<https://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH&SYORIMODE=SID001>

※e-Govの電子申請については、申請書に不備がなく、かつ特定許認可の承継の特例の適用もない場合、受理から概ね25日以内（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定されます。

2. 手続き方法 ③変更申請

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第17条第6項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>



2. 手続き方法 ④変更申請提出書類

申請書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 経営力向上計画（変更後）
(認定を受けた経営力向上計画を修正する形で作成してください。
変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いて
ください（記載例参照）)
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧経営力向上計画認定書の写し
- ⑤ 旧経営力向上計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
(変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載ください
（記載例参照）)
- ⑥ 申請書等（①～②）の写し ※都道府県に提出する場合に限ります。
- ⑦ 収信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手
(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額) を貼付してください。)
※都道府県経由での申請となる場合には、④収信用封筒に加えて、転送用封筒（提出先省
庁）を宛名に記載したもの）を併せて提出してください。
- ⑧ 変更申請用チェックシート

設備投資について税制措置を受ける場合

1. 経営強化税制A類型の税制措置

上記①～⑧に加え以下の書類

⑨工業会等による証明書（写し）

設備投資について税制措置を受ける場合（続き）

2. 経営強化税制B類型・C類型の税制措置

前頁①～⑧に加え以下の書類

⑩投資計画の確認申請書（写し）

⑪経済産業局の確認書（写し）

※発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合は、「発電設備等の概要等に関する報告書」の添付が必要です。報告書の様式については、以下のURLよりご確認ください。作成方法については、P. 19を御覧ください。

www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html#shinseitetudoku

事業承継等について支援措置を受ける場合

前頁①～⑧に加え以下の書類

⑫事業承継等に係る契約書（又はそのドラフト）

⑬事業承継等に係る誓約書

※ 事業承継等に関する支援を受ける場合であって、事業承継等の内容に重要な変更がある場合に限ります。

⑭被承継者が特定許認可等を受けていることを証する書面

※ 許認可承継の特例を受ける場合に限ります。

⑮貸借対照表・損益計算書

※ 事業承継等に必要な資金に関して、経営者の個人保証を不要とする中小企業信用保険法の特例による金融支援を受ける場合に限ります。

2. 手続き方法 ⑤登録免許税の軽減措置を受ける場合

軽減措置の対象であることを示す租税特別措置法適用証明申請書を計画認定の省庁に2部提出し、適用証明書を受け取ってください。

様式については、以下のURLよりご確認ください。

www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html#shinseitetudoku

2. 手手続き方法 ⑥事業承継等を実行した後の手続き

認定を受けた計画の内容に沿って、事業承継等として、合併、会社分割又は事業譲渡を実行した場合には、計画認定を行った省庁への報告が必要となります。様式第4に必要事項を記入の上、以下の書類を添付してご提出ください。

提出書類

①様式第4

②吸収合併契約書、新設合併契約書、吸収分割契約書、新設分割計画書又は事業譲渡契約書の写し

③承継した事業に従事する従業員の配置の状況について記載した書類

④自社又は自己の事業の会計に関する書類 等

3. よくあるご質問

(1) 経営力向上計画の事業分野と提出先が分からぬのですが。

- 事業分野によって提出先が異なりますので、まず「日本標準産業分類」で、該当する事業分野の中分類・細分類項目名をご確認ください。分類名は計画に記載することが必要です。
- (日本標準産業分類)
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/
- その上で、中小企業庁HPに掲載されている「事業分野と提出先」で提出先をご確認いただき、分からぬ場合には中小企業庁経営力向上計画相談窓口（P.20参照）へお問い合わせください。
- 上記の分類にかかわらず、特に、事業承継等として「事業譲渡」を行う場合であって、不動産の権利移転に係る不動産取得税の軽減措置を受ける際には、書類を直接ご提出いただく先は都道府県となりますので、ご注意ください。

(2) 複数の分野の事業を行っている場合、どの事業分野で提出すればよいですか。

- 経営力を向上させたい事業分野を記載し、その担当省庁にご提出ください。経営力を向上させたい事業分野が複数ある場合には、複数の分野を並記してください。なお、申請書はいずれかの担当省庁に提出すればよいことになっています。
- 事業承継等を行う場合であって、承継する事業と現在営んでいる事業が異なる場合であっても、承継後に経営力を向上させたい事業分野を記載し、その担当省庁にご提出ください。

(3) 計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は30日（計画に記載された事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合は45日）。また、不動産取得税の軽減措置又は許認可承継の特例を利用される場合は、上記の日数に加えて、関係行政機関における評価・判断に日数が必要となります。）です。申請書に不備がある場合は、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

(4) 計画の「6 経営力向上の内容」について、事業分野別指針に記載されていることに加え自社独自の実施事項を記載しても構いませんか。

- 追加で記載することは可能ですが、事業分野別指針に照らして適切なものであることが必要です。

(5) 計画終了時の目標が達成できなかった場合、経営力向上計画は取り消されますか。

- 経営力向上計画に基づいて取り組んだ結果、目標が未達だったことをもって認定を取り消すことはありませんが、経営力向上計画に従って経営力向上計画に係る事業が行われていない場合は、認定を取り消すことがあります。

(6) 計画の「8 経営力向上設備等の種類」の記載と支援措置の関係を教えてください。

- 税制措置を活用する場合、その対象設備を記載する必要があります。また、金融支援措置を利用する場合にも記載が必要となる場合がありますので、事前に金融機関へご相談ください。
- いずれの場合も、工業会等による証明書（写し）又は経済産業局の確認書（写し）が必要となります。

(7) 計画の「8 経営力向上設備等の種類」の「国A」「国B」「国C」の欄は、どのように記載すればよいですか。

- 税制措置の、①中小企業経営強化税制（A類型：生産性向上設備）、②中小企業経営強化税制（B類型：収益力強化設備、C類型：デジタル化設備）、について、経営力向上計画の申請時点で利用を想定する措置を記載してください。なお、①については工業会等による証明書（写し）が、②については経済産業局の確認書（写し）が必要となります。
- また、記載いただいた設備について、税務上の要件（取得価額等）を満たさない場合は、経営力向上計画の認定を受けても、税制措置の適用を受けることはできません。

(8) 日本政策金融公庫によるクロスボーダーローンが措置される前（令和2年9月末まで）に計画認定を受けていますが、クロスボーダーローンを利用するためには、どうしたらいいですか。

- 既に認定を受けている計画において、海外事業が計画の内容として記載済の場合は、「7（1）具体的な資金の額及びその調達方法」の「資金調達方法」欄を「融資（クロスボーダーローン等）」と変更した上で、変更申請をしてください。「様式第3」の「認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書」をご利用ください。
- なお、認定を受けた当初の計画内容に海外事業が未記載の場合は、新たに海外事業を計画内容に織り込んだ上で変更申請してください。

(9) 認定を受けたあと、経営力向上設備等を追加したい場合はどうしたらいいですか。

- 設備を追加する変更申請をしてください。「様式第3」の「認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書」をご利用ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第19条の認定基準にてらし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

(10) 認定を受けたあと、登録免許税・不動産取得税の軽減措置の適用を希望する不動産を追加する場合はどうすればよいですか。

- 対象となる不動産を追加する変更申請をしてください。「様式第3」の「認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書」をご利用ください。

(11) 経営力向上計画は、いつまでに認定申請すればよいですか。

- 計画認定自体には特に期限がありませんが、設備を取得する計画の場合、原則として設備の取得前に計画の認定を受けることが必要です。詳しくは「支援措置活用の手引き」をよくご確認ください。
- 事業承継等を伴う場合には、その実施について当事者間で基本的な合意に至ったときから申請が可能となり、登録免許税・不動産取得税の軽減を受けるためには、事業承継等の実行前に計画の認定を受ける必要があります。なお、許認可承継の特例の利用を希望される場合は、申請前に対象となる許認可の所管行政庁への事前相談をしていただけますようお願い致します。

(12) 事業承継等を含む経営力向上計画においては、事業を承継させる側と承継する側、いずれが認定申請を行うことができるのですか。

- 事業承継等を含む経営力向上計画においては、承継をする側が、事業承継等により取得した経営資源を活用して行う生産性向上に向けた取り組みを記載していただきます。
- 承継させる側は、経営資源を新たに取得することはできませんので、事業承継等を含む経営力向上計画を作成することはできません。

(13) 事業承継等を行う場合で、承継される側の企業と承継する側の企業の所在地が離れている（例：東北と九州等）場合には、いずれの管轄の行政機関が提出先となりますか。

- 事業承継等を行う場合、承継する側の事業者、すなわち、他から取得した経営資源を活用して生産性向上を行う事業者が、経営力向上計画の策定を行い、計画認定を受けます。したがって、提出先は承継する側の企業を管轄する行政機関となります。

(14) 事業譲渡を行って不動産を取得し、不動産取得税の軽減措置を受ける場合には、提出先は都道府県になるとのことですですが、対象となる土地・建物が2つ以上の都道府県に所在する場合には、いずれの都道府県が提出先となりますか。

- 不動産取得税の軽減措置を受ける場合には、対象となる土地・建物が所在する全ての都道府県に対して、申請書を提出する必要があります。

(15) 「事業承継等」に該当するのはどのような取組みですか。

- 事業承継等に該当するためには、以下のいずれかに該当する必要があります。
①吸収合併／②新設合併／③吸収分割／④新設分割／⑤株式交換／⑥株式移転／⑦株式交付／⑧事業又は資産の譲受け／⑨株式又は持分の取得（代表者と合計で過半数議決権を取得する場合に限る。）／⑩事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立
※⑦株式交付は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日以降実施することができます。
- また、「事業承継等」は、後継者不在により事業の継続が困難となっている事業者から事業を引き継ぐために行うものである必要があります。

(16) 「後継者不在により事業の継続が困難」とは、どういう意味ですか。

- 後継者がいないため、そのままでは、長期にわたって安定的に事業を継続することが難しいことを指します。具体的には、被承継事業者の経営者が健康状態、年齢等の事由により、将来にわたり経営に十分な能力を維持することが困難と見込まれることを意味します。
- ※ 認定時の審査基準としては、(i) 承継させる側の経営者の年齢が、認定申請時点において60歳以上であれば、それをもって要件を満たすものとして扱い、(ii) 承継させる側の経営者の年齢が認定申請時点において60歳未満であれば、経営者の健康状態等の事由に基づき、将来にわたり経営に十分な能力を維持することが困難と見込まれることを書面により示し（経営力向上に関する命令第2条第4項）、合理的と認められる場合に要件を満たすものと扱うものとします。

(17) 親族やグループ内など、関係者内で事業承継等を行う計画は認定の対象になりますか。

- 事業承継等の相手方につき、申請を行う事業者との間に、議決権の過半数保有に係る資本関係がある場合（一又は二以上の者を間に挟む場合を含みます。）には、当該事業承継等は、事業の経営の承継を伴うものとはいえず、認定対象とはなりません。
- 事業承継等における経営の承継が、親族関係のない経営者間で行われる場合には、認定対象となり得ます。（申請を行う事業者と、事業承継等の相手方それぞれについて、その経営を最終的に支配する者（申請を行う事業者又は事業承継等の相手方との間に、議決権の過半数保有に係る資本関係がある者のうち、他の者に議決権の過半数を保有されていない者（当該者が法人である場合にはその代表者）をいうものとします。）を特定し、それらの者同士の関係性について、上記の判断をするものとします。）経営者間に親族関係がある場合については、別途提出先又は中小企業庁 事業環境部 財務課にお問合せください。

(18) 事業承継等の実施については、社内でも厳秘としています。相談・申請すると情報が漏れませんか。

- ご提出いただいた申請書は、認定前の段階では、行政機関外部への開示は行いません。また、許認可承継の特例の利用を希望される場合を除き、他の省庁に内容を伝達することもありません。（いずれについても、他の法律の規定による場合その他正当な理由に基づく場合を除きます。）
- また、認定後においても、公務員は法律上守秘義務を負っておりますので、法令に基づく例外的な場合を除き、ご提出いただいた計画の内容を、申請者の同意なく外部に開示することはできません。（ご同意いただいた場合に限り、認定を受けたことについて、中小企業庁ウェブサイトで公表させていただきます。）

(19) 「発電設備等の概要等に関する報告書」とはどのような書類ですか。また、どのように作成すればよいのですか。

- 認定を受けようとする経営力向上計画において、中小企業経営強化税制を活用して発電設備等（発電の用に供する設備及び当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該発電の用に供する設備に附属する設備をいいます。）を導入しようとする場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」（以下、「報告書」といいます。）及びその記載内容が確認できる書類（以下、「確認書類」といいます。）を添付する必要があります（全量自家消費の場合も含みます。また、複数の発電設備等をそれぞれ独立して運用する場合、独立して運用される単位ごとに作成が必要です。）。報告書の様式については、「中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示」に規定される様式を利用してください（以下のURLからご覧ください）。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html#shinseitetuduki>
- 当該報告書及び確認書類の添付については、平成31年度以降に認定（変更の認定を含みます。以下同じです。）を受ける経営力向上計画について必要です。平成30年度中に既に認定を受けた計画については、改めて報告書及び確認書類を添付する必要はありません。
- 発電した電気の量を全量売電することを目的として発電設備等を導入しようとする経営力向上計画の申請については、電気業の用に供する設備に該当すると考えられることから本税制措置の適用が想定されないため、当該報告書及び確認書類の添付は不要です。（電気業は、本税制措置の対象事業ではありません。）当該報告書の「1. 発電設備等の概要」については、当該発電設備等に係る取得年月等の情報（経営力向上計画の申請書中の「8 経営力向上設備等の種類」に記載されているものと同じ情報）を記入してください。
- 当該報告書の「2. 当該経営力向上計画に記載された実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間」については、全量自家消費の場合は「該当なし」の旨を記載してください。
- 当該報告書の「3. 当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量等の見込み」については、当該発電設備等により発電した電気の販売を予定している期間中に見込まれる、(A)当該発電設備で発電される電気の量、(B)(A)のうち販売以外の用に供する電気の量、(C)(A)のうち販売の用に供する電気の量に係る数値を用いて、(A)に占める(C)の電気の量が占める割合を算出してください。全量自家消費の場合は(A)は自家消費する電気の量、(B)は(A)と同じ数値、(C)は0kWh、(C/A)は0%と記載してください。
- また、「2. 当該経営力向上計画に記載された実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間」及び「3. 当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量等の見込み」の記載内容が確認できる書類（経営力向上計画の策定に当たって整理した、又は労働生産性等の指標に係る現状値若しくは目標値を算出するために作成した当該発電設備等による発電量に係る試算又は当該発電設備等により発電される電気の用途ごとに使用されると見込まれる電気の量等の資料その他の当該報告書の作成に当たって参照した資料）を併せて添付してください。
- 当該報告書及び確認書類の添付をもって税制の適用を受けられることが保証されるものではないことに留意してください。また、当該報告書及び確認書類で報告した内容と認定を受けた経営力向上計画に基づき行われる事業の状況に大きな離が生じた場合、中小企業等経営強化法第20条第2項の規定に基づき当該認定経営力向上計画に係る認定が取り消される場合があります。
- 平成30年度末までに認定を受けた又は認定申請中の経営力向上計画であって、平成31年度以降に変更認定を受ける経営力向上計画に記載された経営力向上設備等のうち中小企業経営強化税制の対象設備に該当するものの判別については、既に経営力向上計画に記載されている発電設備等についても、改正後の中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項の規定に基づき判別される点にご留意ください（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等については、本税制措置の適用を受けられません）。そのため、このような計画について平成31年度以降に変更の認定申請をする場合、変更の内容が発電設備等に係る内容でなくとも、当該報告書及び確認書類の提出が必要となります。

4. ホームページ・問い合わせ先

＜ホームページ＞

経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援)

＜問い合わせ先＞

○経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口）

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

中小企業庁 事業環境部 財務課（「事業承継等」について）

TEL: 03-3501-5803 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業税制サポートセンター

TEL: 03-6281-9821 (平日9:30-17:00)

中小企業庁 事業環境部 財務課（「事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例」について）

TEL: 03-3501-5803 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)